

自動車税過誤納金		
登録番号		※4月1日現在で記入してください。
納税義務者 (債権譲渡人)	住所	
	氏名	
納付年月日	平成 年 月 日	
過誤納金発生 年月日及び理由	平成 年 月 日 (抹消登録・その他)	
過誤納金額	円	

**債権譲渡通知書**

長崎振興局長 様 平成 年 月 日

上記自動車税過誤納金の還付については、様に債権を譲渡したので通知します。

納税義務者 住所 : \_\_\_\_\_  
(債権譲渡人)

氏名 : \_\_\_\_\_ ㊟

**自動車税過誤納金還付申請書**

長崎振興局長 様 平成 年 月 日

上記自動車税の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。

なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。

〒

申請人 住所 : \_\_\_\_\_  
(債権譲受人) (所在地)

氏名 : \_\_\_\_\_ ㊟  
(名称)

(代表者氏名) : \_\_\_\_\_

T E L : ( ) -

申請人 (債権譲受人)	銀行		支店
	当座・普通	口座番号	
	(フリカ`ナ)		
	名義人		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>※郵便局への振込はできません。</span> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; text-align: center; vertical-align: middle;">受付印</div> </div>			

**(注意事項)**

- 1 添付書類** 納税義務者の印鑑登録証明書(写でも可) または 領収証書
- 2 押印について** (1) 印鑑登録証明書を添付する場合は、**同じ印鑑**を納税義務者の印として押印してください。  
(2) 申請人(債権譲受人)が法人の場合は、**登記印(実印)**を押印してください。
- 3 充当について** 納税義務者(債権譲渡人)に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により還付金を充当することがあります。
- 4 提出期限** 抹消登録した日が属する月の翌月10日(休日の場合はその前日)必着。  
※期限厳守